

お知らせ

児童のすこやかな成長のために

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などに支給される手当です。

受給資格者

- 次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障害がある場合は20歳の誕生日）までの児童を養育している母親、または母に代わってその児童を養育している人です。なお、国籍は問いませんが、外国籍の人は外国人登録をし、一定の在留資格がある人に限ります。
- ① 父母が離婚したあとに、父と一緒に生活していない児童
 - ② 父が死亡した児童
 - ③ 父が重度の障害にある児童
 - ④ 父の生死が不明の児童
 - ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦ 未婚の母の児童
- 生まれたときの事情が不明である児童
- これらの条件に該当しても、国内に住所がなかったり、公的年金等を受給している、または受

給できる場合は支給されません。

所得による支給制限

受給者本人または扶養義務者などの前年所得により、全額支給一部支給、全額支給停止の人に分かれます。所得には母および児童が受け取る養育費の8割が算入されます。

*事実婚がある場合、手当は支給されません。事実婚とは児童扶養手当法上の独特の概念で、社会通念上、当事者間に夫婦として共同生活と認められる事実関係（ひんばんな定期的訪問・定期的な生活費の補助など。同居の有無は問わない）が存在することをいいます。

※詳細についてはお問い合わせください。

◇今月は現況届の提出月

提出期間 8月3日(月)から8月31日(月)

現在、児童扶養手当の認定をされている人は、必ず現況届を提出してください。現況届の提出がないと8月分からの手当を受給できなくなります。また、提出しないで2年を経過すると手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当の受給から5年（7年）経過している人は「現況届」

と併せて「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要です。該当者には現況届と併せて書類を送付してあります。

◇ひとり親家庭等医療費助成事業

18歳の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭の母、父およびその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。（ただし、所得制限あり）現在助成を受けている人は、受給資格を認するため、ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書を児童扶養手当現況届と同期日に提出してください。

資格申請書提出時に必要な書類

- ア 保険証（母、父およびその児童）
 - イ 戸籍謄本または抄本
 - ウ 世帯全員の住民票の写し
 - エ 受給資格を証する書類
 - オ 養育費に関する申告書
- *児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口提出して下さい。（イオの書類は、省略できます）
- *印鑑（自動印不可）を必ず持参してください。

提出・問い合わせ先

子育て支援課児童家庭係
☎0479(80)8366

母子家庭 就労支援

「母子家庭高等技能訓練促進費支給事業」

母子家庭の母が、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するために、養成機関において2年以上の修業をする場合に、修業期間について訓練促進費を支給して、母子家庭の経済的支援を行います。

対象者

- ・市内に住所を有する人
- ・児童扶養手当を受けているか、同様の所得水準にある人
- ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ・過去に高等技能訓練促進費を受給していない人

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

支給額

訓練促進費（平成21年6月改正）市民税非課税世帯（月額）141,000円 市民税課税世帯（月額）70,500円
入学支援修了一時金 市民税非課税 世帯50,000円 市民税課税世帯 25,000円

支給期間（平成21年6月改正）

修業期間の全期間